

本庄市
農業委員会
だより



本庄あぐりジャーナル

HONJO AGRI JOURNAL

- 農地の手続きQ&A …P2、P3
- 新規就農者の紹介・これから農業を始めたい人を応援 …P4
- 地元野菜を使ったお店の紹介・本庄野菜のレシピ …P5
- 農地パトロールの実施・農業新聞・農業者年金・収入保険 …P6
- 農地の貸借売買等意向一覧表 …P7
- 本庄市有機100倍運動推進協議会 …P8

第10号

令和4年11月15日発行

農業の空が変わる！ ドローン



かどくらかずひろ

米・麦を栽培している門倉一浩さん(本庄市四方田)は、農業用ドローンを今年から使用しています。

お米の品質を守るために、病害虫を防除する薬剤の空中散布をドローンで行いました。

「思っていた以上に効果絶大で、短時間で作業が終わるため、農作業の負担軽減と効率アップにつながっています。」と門倉さんは話しています。

取材：門倉恒茂 農地利用最適化推進委員

農地の手続き

農地に関する手続きについて、よくあるお問い合わせにお答えします。



農地の転用

Q 農地転用とは？

A 農地に「住宅を建てたい」「駐車場として使用したい」など、農地を耕作以外の目的で利用することをいいます。

農地転用するためには、事前に「農地法」の規定による許可申請または届出をしなければなりません。

農地の所在地が、市街化区域外（市街化調整区域・その他の区域）か、市街化区域内かで手続きが異なります。



Q 農地転用の手続きが必要な土地は？

A 登記地目が「田」または「畑」の土地です。耕作されていないくても、農地として扱われます。

また、登記地目が「田」・「畑」以外でも、現況で耕作され、農地台帳に登録されている土地は、農地とみなされます。

Q 市街化区域外の農地を転用するには？

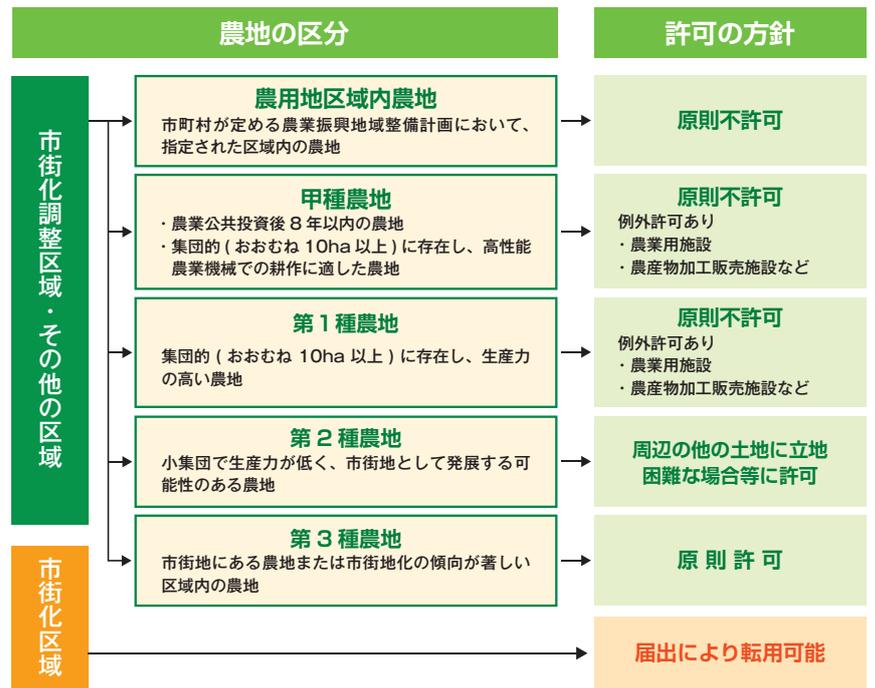
A 農地転用の許可申請を行い、県知事の許可が必要です。

自己所有の農地を転用する場合には「農地法第4条許可申請」が、他人名義の農地を買って（借りて）転用する場合には「農地法第5条許可申請」が必要です。

なお、毎月10日の申請締切日（土・日・祝日の場合は原則翌開庁日）から許可書の交付まで、最低でも1〜2か月かかりますので、余裕を持って申請してください。



農地転用の許可基準



Q 許可申請書を提出すれば、農地転用はできますか？

A 市街化区域外の農地は、申請すればすべて許可されるわけではありません。

農地法では、優良な農地を保全するため、周辺の状況からみて農地を区分し、転用目的により許可できるかどうかを判断します。

立地基準（転用可能な場所かどうか）と一般基準（転用の確実性があるかどうか等）

の主に2つの観点から許可の判断をするため、農地の周辺状況により、許可できない場合があります（右図参照）。

また、申請目的の実現の確実性、資金の有無、計画の規模、他法令による許認可が得られる見込みがあるか、周辺の営農条件に支障がないか等についても審査しますので、申請前に農業委員会事務局（市役所4階）にご相談ください。

Q 市街化区域内の農地を転用するには？

A 農地法第4条または第5条の届出が必要です。

県知事の許可は不要です。届出は許可申請と比べて提出書類が少なく、おおむね1週間で手続きが完了します。





農業振興地域内農用地区域

Q 「(一)は青地の田だ」「(二)の畑は青地でなく、白地だ」などと耳にすることがあります。

「青地」と「白地」って何のことですか？

A 青地とは、都道府県知事が指定した「農業振興地域」のうち、市町村が定める「農業振興地域整備計画」のなかで、市町村が設定した「農用地区域」を指します。

これは、将来長期にわたって守るべき農地等であり、農業を営んで農業振興を図るうえでより重要な区域のことです。正確には「農業振興地域内農用地区域」といいますが、

略して「農振農用地」または俗称で「青地」と呼ばれています。

青地は、農業上の利用を確保するために定められた区域ですので、農業以外の目的（住宅・商業施設・駐車場・資材置場など）への農地転用は、「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」によって厳しく制限されています。

一方、白地とは、「農業振興地域内農用地区域外農地」のことをいいます。



Q 青地の農地は転用できないのですか？

A 原則として農地転用はできませんので、農地転用の計画地が青地の場合は、まずは、その農地以外で代替する土地がないかお探しください。

ただし、代替する土地がない場合には、事業目的や条件により、転用できる場合もあります。

なお、農業以外の目的で農地転用するためには、はじめに農振農用地の区域から除く「農振除外」の手続き（青地から白地に変更）が必要です。

「農振除外」の手続きをお考えの方は、市農政課（市役所4階）へお早めにご相談ください。除外まで1年以上かかる

ることもあります。青地は、農振除外が完了しなければ農地転用できない農地です。また、農業用施設の場合も事前に別途ご相談ください。

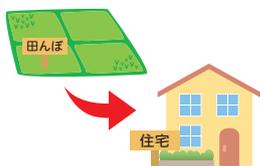
農地の地目変更

Q 農地転用をしましたが、登記地目が「田」や「畑」のままになっていますが？

A 農地転用の許可を受けても、自動的に登記地目が変更されるわけではありません。法務局で地目変更登記の手続きをしないと、登記簿上の地目は変わりません。

そのため、農地転用の許可を得て、住宅建築や資材置場、駐車場整備等が完了したら、農業委員会事務局に「工事完了届」を提出し、「受理書」を受け取ったあと

に、法務局で地目変更登記の手続きをしてください。



農地の相続

Q 農地を相続したときは？

A 農業委員会へ届出が必要です。相続登記後に法務局から発行される「登記完了証」など、相続したことが確認できる書類をご持参ください。



農地の無断転用は農地法違反です

農地を許可なく転用した場合や、転用許可を受けていても、許可されたとおりに転用していない場合は、農地法違反となります。

工事の中止や原状回復等の命令が出されることもあり、これに従わない場合は、3年以下の懲役又は300万円以下（法人は1億円以下）の罰金が科せられる場合があります。

新規就農者を紹介します



ふくしま まさのり

福島 正規さん(児玉町河内)

3年前に就農した児玉町河内にお住まいの福島正規さん(32)にお話を伺いました。

Q 農業をはじめたきっかけはなんですか？

A 以前は、青果市場の仲卸をしていましたが、幼い頃から農業に憧れをもっていました。

食は大切なものですし、農業を絶やしてはいけないと思います。就農することを決心しました。

Q どんな作物を作っていますか？

A 父と一緒に、なす、オクラ、きゅうり、イチジク、ブルーベリー、ブルベリーなど様々な作物を栽培しています。

収穫した作物は、直売所や市場などに出荷しています。今後は、作物の品質向上やサービスに磨きをかけ、消費者の皆さんにご満足いただけるよう努力していきたいです。

Q 農業をはじめて良かったと思うことはありますか？

A 農業つて一度始めると本当に面白いです。同じ仕事がなく、日々新しい仕事に取り組むことができるからです。

作物は毎日成長し続けるため、同じ日はありません。成長に合わせて仕事内容も変えていかなければいけませんし、天候や病害虫の発生など、不測の事態に対応する臨機応変さも必要です。

大変なこともあります、手がかかる分、愛着が湧き、「自分が育てている！」という感覚が満載なところが最大の魅力です。



Q 今後の目標を聞かせてください。

A 周りの方に教えてもらいながら、試行錯誤を重ねている日々ですが、将来的には規模を拡大して、他の野菜や養蜂、旬の果実の栽培などにも挑戦してみたいです。

また、周りの農家の皆さんとのつながりを大切にしながら、さらに勉強を重ねていき、こだわりのもって栽培し、皆さんにおいしい作物を届けたいと思っています。

(取材：木村文字 農業委員)



これから農業を始めた
い人を応援！

次世代を担う農業者となることを目指す人に対し、就農前の研修を後押しする資金や就農直後の経営確立を支援する資金を交付します。

① 就農準備資金

県が認める研修機関で就農に向けた研修を受ける人に、最長2年間、年間最大150万円を交付します。

② 営農開始資金

経営開始後の最長3年間、年間150万円を定額交付します。

③ 経営発展支援金

機械・施設等の整備に係る費用の一部を補助します。

◆ 申請窓口

①は、本庄農林振興センター
(☎22-3116)

②・③は、本庄市役所農政課
(☎25-1177)

※独立・自営就農時の年齢が原則50歳未満の人が対象ですが、交付要件は他にもいくつかあり、そのすべての要件を満たす必要がありますので、詳細は各申請窓口へお問い合わせください。

地元野菜を使ったお店を紹介します！

ごはん屋 なかばやし

当店は、今年で開業8年目を迎えました。
旬の野菜、旬の鮮魚を使い、お酒のおつまみにも、
お食事にも合わせられる料理を提供しています。
カウンター席、半個室があり、お一人様からご家
族連れ、宴会まで、幅広い用途にご利用ください。

取材：永尾路子 農業委員



なかばやし けんじ ちひろ
店主 中林 賢司さん、千尋さんご夫妻



- 住所：本庄市児玉町共栄578-1
- 電話番号：0495-71-9944
- 営業時間：(昼) 11時30分～14時
※ごはんが終わり次第終了
(夜) 17時30分～22時
- 定休日：日曜日、月曜日の昼



なすとピーマンの肉味噌炒め

管理栄養士監修 食から健康支援隊

本庄野菜のレシピ

本庄市保健センターで栄養面から市民の皆さまの健康を支える管理栄養士が
本庄野菜を使ったレシピを紹介します。今回は「ヤマトイモ」です。

鮭とヤマトイモの和風クラタン



- <材料(4人分)>
- 生鮭(切り身) 4切(400g)
 - 塩 少々
 - こしょう 少々
 - 玉ねぎ 1個(200g)
 - しめじ 1パック(100g)
 - ヤマトイモ 1本(500g)
 - ★ 顆粒和風だし 小さじ2
 - 醤油 小さじ1
 - バター 40g
 - 顆粒和風だし 小さじ2
 - ピザ用チーズ 160g
 - パセリ お好みで少々

1人分の栄養価
エネルギー 408kcal
たんぱく質 26.1g
脂質 20.6g
塩分 2.8g

ヤマトイモに多く
含まれるでんぷん
分解酵素のアミラ
ーゼは、消化を助
けてくれます。



橋場管理栄養士、日向管理栄養士

ヤマトイモは食物
繊維が豊富！
余分な塩分を排泄
してくれるカリウ
ムも多く含んでい
ます。

<作り方>

- ① 鮭は軽く水気を拭き取り、一口大に切り、塩・こしょうで下味をつける。
- ② 玉ねぎは薄切りにする。
- ③ しめじは小房に分ける。
- ④ ヤマトイモは皮をむき、すりおろす。
- ⑤ ★の調味料を合わせておく。
- ⑥ ④と⑤を混ぜ合わせる。
- ⑦ フライパンにバターを半量熱し、②の玉ねぎを入れて炒める。しんなりしたら、③のしめじを加えて炒め、一度お皿に取り出す。
- ⑧ 残りのバターをフライパンに入れて、①の鮭を両面しっかり焼く。
- ⑨ ⑦をフライパンに戻し、顆粒和風だしを加えて炒め合わせる。
- ⑩ 耐熱皿に⑨を入れて、⑥をかける。ピザ用チーズを散らし、オーブントースターでチーズが溶けるまで焼き、お好みでパセリをふる。

農地パトロールを実施しました

～農地の適正管理をお願いします～

本庄市農業委員会では、遊休農地の調査や違反転用の発生防止などを目的として、7月から8月の間に農地パトロールを実施しました。

雑草が繁茂している遊休農地は、病虫害の発生源となって周辺農地に悪影響を与えるほか、不法投棄されたり、火災や防犯上の危険など、様々な問題が生じる原因となります。

農地を所有（管理）する方は、責任を持って草刈りなどの適切な管理を行い、周辺に迷惑をかけないようにしてください。

なお、遊休農地をそのままにした場合は、農業委員会から指導が行われるほか、固定資産税年税額が増大する場合があります。

また、土地の管理を行わないことで他人に損害を与えたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない場合もありますので、ご注意ください。



遊休農地とは

- ①過去1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない農地
- ②周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っている農地

※ご自身で耕作できない場合は、農業委員会で借り手や買い手をあっせんしますので、お近くの農業委員や農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局（市役所4階）にご相談ください。



まぜ
間瀬ダム（間瀬堰堤）



まぜえんていかりきょう
間瀬堰堤管理橋



を購読しませんか

農業経営と暮らしに役立つ
週刊の農業総合専門紙です。

●発行日 月4回金曜日

●購読料 月700円（税込）

お申込みは農業委員会事務局へ

節税効果が大きい公的年金

農業者年金

積立方式の終身年金。保険料は月2万円(35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円)から6万7千円の間で千円単位で選択。全額社会保険料控除できるので、節税しながら老後に備えられます。

加入要件

- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業に従事
- ・20歳以上60歳未満

この3つの要件を満たす人は、どなたでも加入できます。

※農業者年金の内容やご相談は、最寄りのJAまたは農業委員会事務局へお問い合わせください。

農産物を対象に収入減少を補償

収入保険

自然災害や価格低下、けがや病気で収穫ができない等により売上が減少した場合に、その減少の一部（最大9割）を補償する保険です。新型コロナウイルスによる収入減少も対象になります。

加入要件

青色申告を行っている
農業者（個人・法人）

※収入保険の詳細内容やお申込みの手続きは、下記へご連絡ください。

埼玉県農業共済組合 本庄支所
☎0495-21-0255

令和4年度 農地の貸借売買等意向一覧表 (令和4年9月末現在)

農地の利用促進及び遊休農地の解消を図るため、貸借や売買の希望がある農地の情報を、令和4年4月以降に農地所有者から提出された「農地の貸借売買等意向調査票」をもとに、所有者の方の同意を得て公表しています。

市ホームページには、令和4年3月以前の提出分も含めて掲載していますのでご覧ください。

貸したい・売りたい (本庄地域)				
No.	土地の所在地 (本庄市)	地目	面積	希望
1	西富田社具路691	畑	1,016㎡	貸
2	西富田社具路692	畑	497㎡	貸
3	新田510	田	951㎡	貸
4	北堀下田615-1	田	582㎡	貸
5	北堀下田619	田	1,034㎡	貸
6	西富田六所966-1	畑	594㎡	貸
7	上仁手砂島24-1	畑	476㎡	貸
8	上仁手砂島65-1	畑	457㎡	貸
9	上仁手砂島75-1	畑	191㎡	貸
10	上仁手西島215-1	畑	1,025㎡	貸
11	上仁手西島215-3	畑	563㎡	貸
12	上仁手西島215-4	畑	28㎡	貸
13	上仁手西島216-1	畑	842㎡	貸
14	上仁手西島229-1	畑	298㎡	貸
15	上仁手屋敷裏151-1	畑	108㎡	貸
16	今井兀塚1336-1	畑	742㎡	売
17	今井兀塚1336-4	畑	57㎡	売
18	西五十子村東831	田	1,068㎡	売

貸したい・売りたい (児玉地域)				
No.	土地の所在地 (本庄市)	地目	面積	希望
1	児玉町小平櫛林1111-1	畑	306㎡	貸・売
2	児玉町小平櫛林1120-1	畑	465㎡	貸・売
3	児玉町小平中川原992	畑	643㎡	貸・売
4	児玉町小平中川原1009-1	畑	847㎡	貸・売
5	児玉町田端北屋敷369-2	畑	684㎡	貸・売
6	児玉町金屋古林660-5	畑	896㎡	売
7	児玉町金屋古林660-6	畑	1,577㎡	売
8	児玉町吉田林東山779-5	畑	527㎡	売
9	児玉町吉田林東山796	畑	410㎡	売
10	児玉町飯倉上原北110	畑	489㎡	貸・売
11	児玉町飯倉上原北111	畑	717㎡	貸・売
12	児玉町飯倉上原北116	畑	620㎡	貸・売
13	児玉町飯倉下浜田430-2	畑	1,003㎡	売
14	児玉町飯倉下浜田432-1	畑	803㎡	売
15	児玉町蛭川左口1235	畑	685㎡	売

借りたい農地があったら？

- ①借りたい農地の現地の状況を確認し、農業委員会事務局へお問い合わせください。『農地所有者情報等提供依頼書』を提出いただくことで、所有者情報を提供します。
- ②借りたい方と農地所有者で、貸し借りの詳細（貸借期間や賃料等）について相談してください。
- ③決まりましたら、『農用地利用権設定等申出書』等を農業委員会事務局に提出することで、貸し借りが可能になります。

※すでに交渉中の場合もありますので、その際はご了承ください。

農地の貸借や売買の希望を 随時受付しています

貸借等をご希望の方は、随時受付をしていますので、『農地の貸借売買等意向調査票』にご記入のうえ、提出してください。

意向調査票は、農業委員会事務局（市役所4階）で配布しているほか、市ホームページでダウンロードできます。

※借り手（買い手）が見つかるまでは、所有者が維持管理（草刈りなど）してください。



本庄市有機100倍運動推進協議会

本庄市有機100倍運動推進協議会は、農業者団体、農家組合、JA、埼玉県、本庄市等で構成された団体です。安全・安心で高品質な農産物の産地を育成するため、環境にやさしい農業の推進及び本庄産農産物の普及の推進を目指して活動しています。

『環境にやさしい農業推進事業補助金』

- ◇対象者 市内在住の販売農家又は販売農家集団(農業法人含む)
- ◇対象地域 本庄市内のほ場
- ◇補助条件 事業計画が明確であること
- ◇事業内容
 - ・特性植物利用促進
(ソルゴー、ヘアリーベッチ、エン麦購入費等)
 - ・生分解性マルチフィルム利用促進
 - ・防虫ネット利用促進
 - ・有機JAS認定取得促進(新規・継続)



※事業内容は一例です。詳しくは本庄市役所農政課(☎0495-25-1177)へお問い合わせください。

申請はお済みですか? 本庄市農業災害支援給付金

令和4年6月2日の降ひょうにより被害を受けた市内在住の農業者を対象に、給付金を支給します。

- 受付期間 令和4年12月28日(水)まで
- 給付額 5万円(1経営体につき)
- 必要書類
 - ・確定申告書等の写し
 - ・通帳の写し(申請者名義)

<申請窓口>
本庄市役所農政課または支所環境産業課



農薬は適正に使用しましょう

- 農薬を使用する際は、ラベルや袋に表示された使用方法や注意事項を厳守し、他の作物への飛散に十分注意してください。
- 散布量は最低限にし、できるだけ剪定や捕殺など、農薬以外の防除方法を検討しましょう。やむを得ず農薬を散布するときは、事前に周辺住民や施設利用者等に周知するとともに、風向きなどに十分注意し、事故防止に努めてください。
- 誤飲などの事故を防止するため、小分けは絶対に行わず、鍵をかけて安全に保管管理してください。使用するときには、飲食物の容器(ペットボトル等)を容器として用いないでください。
- 農薬を廃棄するときは、専門業者に処理を委託するなど、各自責任を持って処分してください。
- 農薬は本来の目的以外で使用しないでください。

編集後記

6月2日、突然の激しい降ひょうには本当に驚きました。農家の皆様をはじめ、家屋や自動車等・・・被害に遭われた全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私たち農業委員及び農地利用最適化推進委員は、すぐに担当地区の農作物や農業施設の被害状況調査を行いました。どこもかしこも・・・あまりの惨状に唾然としてしまいました。

それでも、折れた枝からけなげに芽を出し、花を咲かせ、実をつける野菜や、実った稲穂の生命力に励まされながら、懸命に頑張っている皆様から敬意を表し、声援を送りつつ、「ここに」本庄あぐりじやーなる第10号」をお届けします。

農業委員会広報広聴委員会

委員長 田端 講一
副委員長 細野 俊文
委員 金井 章夫

福島 公博
亀田 伸一郎
門倉 恒茂
永尾 路子
鈴木 誠
福田 光男
木村 文子
坂爪 裕